

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（行田市：行田富士見工業団地拡張地区）についての理由を示したものです。

I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

【行田市：行田富士見工業団地拡張地区】

行田市の東部にあり、東北自動車道羽生インターチェンジから約9kmに位置していません。

II. 変更理由

【行田市：行田富士見工業団地拡張地区】

本地区は、産業団地内における火災の延焼などに対する安全性を確保し、災害に強い市街地形成を図るため、本地区全域に準防火地域を指定するものです。

種 類	新	旧	備 考	
	面 積	面 積		
準防火地域	約 7.8 ha	—	工業地域 (200/60)	約 7.8ha 増

() 内は 容積率/建蔽率

III. 関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更と合わせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①区域区分（埼玉県決定）
- ②用途地域（行田市決定）
- ③地区計画（行田市決定）

<参考資料> 上位計画での位置付け

本地区についての、上位計画での位置付けは以下のとおりであり、本変更案は、上位計画に基づき策定されたものです。

- 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 29 年 1 月 27 日都市計画決定）

第 3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

⑥ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。